

(その1)

# 収支報告書

令和4年分  
開催分) 1148

(ふりがな)

にっぽんいしんのかいしゅうぎいんきょうとふだいいちせんきょくしぶ

1 政治団体の名称 日本維新の会衆議院京都府第1選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 京都府京都市南区久世大築町2 1-5

ルーチェ桂川102号

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
堀場 幸子

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
嶋田 愛子

事務担当者の氏名

(姓) (名)  
嶋田 愛子

(電話) 075-888-6045

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 堀場 幸子
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別)	(現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	11,954,486
(前年からの繰越額)	1,954,486
(本年の収入額)	10,000,000
支 出 総 額	3,405,467
翌年への繰越額	8,549,019

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会本部	2,500,000	R4/1/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
2	日本維新の会本部	2,500,000	R4/4/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
3	日本維新の会本部	2,500,000	R4/7/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
4	日本維新の会本部	2,500,000	R4/10/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	10,000,000			
	合 計	10,000,000			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	453,525	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	210,137	22,400	
(4) 事 務 所 費	554,368	0	
小 計	1,218,030	22,400	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	448,240	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	1,739,197	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	774,400	0	
イ 宣 伝 事 業 費	964,797	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,187,437	0	
合 計	3,405,467		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	設置代	61,600	R4/1/13	シャープファイナンス (株)	京都市南区上鳥羽菅田町48	
2	PCソフトウェア	17,880	R4/10/13	ヨドバシカメラ マルチメディア京都	京都市下京区烏丸通七条上る東塩小路町590-2	
3	Japanジャンパー購入	22,400	R4/10/25	京都維新の会	京都市伏見区桃山町丹後10-6	
4	名刺作成代金	12,430	R4/12/16	オノ・プランニング・オフィス(株)	大阪府高槻市天神町1-6-24-2C	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	114,310				
	その他の支出	95,827				
	合 計	210,137				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	定期駐車場利用料金	、 20,580	R4/10/3	一般財団法人 京都市都市整備公社	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167	
2	切手代	、 19,552	R4/9/29	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	税務顧問報酬	、 22,000	R4/5/24	税理士法人烏丸会計事務所	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671-9階	
4	政治資金監査報酬	、 249,475	R4/6/13	堀井 優	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671-9階	
5	税務顧問報酬	、 88,000	R4/6/23	税理士法人烏丸会計事務所	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671-9階	
6	税務顧問報酬	、 22,000	R4/6/23	税理士法人烏丸会計事務所	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671-9階	
7	税務顧問報酬	、 22,000	R4/7/19	税理士法人烏丸会計事務所	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671-9階	
8	税務顧問報酬	、 22,000	R4/8/26	税理士法人烏丸会計事務所	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671-9階	
9	税務顧問報酬	、 22,000	R4/9/21	税理士法人烏丸会計事務所	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671-9階	
10	税務顧問報酬	、 22,000	R4/10/21	税理士法人烏丸会計事務所	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671-9階	
11	税務顧問報酬	、 22,000	R4/11/18	税理士法人烏丸会計事務所	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671-9階	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	531,607				
	その他の支出	22,761				
	合 計	554,368				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	大会費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	キャンセル料	- 20,900	R4/5/7	RRH京都オペレーションズ合同会社	京都市下京区日東堀川通塩小路下ル松明町1	
2	会議室使用料	- 64,922	R4/6/23	(株)ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8	
3	会議室使用料	- 23,100	R4/9/15	(株)ティーケーピー	東京都新宿区谷八幡町8 TKP市ヶ谷ビル2	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	108,922				
	その他の支出	9,625				
	合 計	118,547				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					賃借損料	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	8,415				
	合計	8,415				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	交通費	13,320	R4/10/21	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2-2-2	
2	交通費	14,170	R4/10/23	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	
3	宿泊費	18,040	R4/11/5	ホテルベルマーレ	京都府舞鶴市字浜2002-3	
4	宿泊費	24,090	R4/11/5	ホテルベルマーレ	京都府舞鶴市字浜2002-3	
5	宿泊費	16,720	R4/11/5	ホテルベルマーレ	京都府舞鶴市字浜2002-3	
6	宿泊費	12,400	R4/11/10	舞鶴グランドホテル	京都府舞鶴市円満寺124	
7	宿泊費	12,400	R4/11/10	舞鶴グランドホテル	京都府舞鶴市円満寺124	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	111,140				
	その他の支出	210,138				
	合 計	321,278				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	印刷製本費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	機関紙印刷費	、 545,600	R4/5/13	(株)朝日オリコミ大阪	大阪市北区中之島2-3-18	
2	機関紙作成費	、 228,800	R4/9/6	オノ・プランニング・オフィス (株)	大阪府高槻市天神町1-6-24-2C	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	774,400				
	その他の支出	0				
	合 計	774,400				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	チラシデザイン料	、 22,000	R4/7/29	西村 妙	京都市下京区五坊大宮町86-2	
2	ホームページ作成費	、 339,922	R4/9/26	(株) ビジョン IM事業部	東京都新宿区歌舞伎町2-4-10 KDX東新宿ビル4F	
3	垂れビラ代金	、 12,000	R4/12/12	上倉 淑敬	京都市伏見区新門大町154-1-303	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	373,922				
	その他の支出	0				
	合 計	373,922				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	印刷製本費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	のぼり代	、 24,200	R4/7/8	オノ・プランニング・オフィス (株)	高槻市天神町1-6-24 天神ビル2C	
2	チラシ作成費用	、 10,185	R4/10/7	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
3	ポスター作製費	、 217,250	R4/10/14	オノ・プランニング・オフィス (株)	大阪府高槻市天神町1-6-24-2C	
4	チラシ作成費用	、 26,940	R4/10/31	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
5	ビラ作成費用	26,670	R4/11/2	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
6	ポスター作製費	、 84,700	R4/11/14	オノ・プランニング・オフィス (株)	大阪府高槻市天神町1-6-24-2C	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	389,945				
	その他の支出	10,120				
	合 計	400,065				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝自動車リース料・維持費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	街宣車名義変更費用	、 13,200	R4/10/3	西岡自動車(株)	京都市南区上鳥羽仏現寺3	
2	街宣車運転手報酬	、 12,500	R4/10/28	土方 勝義	京都市南区東九条松ノ木町1 松ノ木 団地1-820	
3	車検整備点検他	、 79,110	R4/11/18	西岡自動車(株)	京都市南区上鳥羽仏現寺3	
4	街宣車運転手報酬	、 31,250	R4/11/29	土方 勝義	京都市南区東九条松ノ木町1 松ノ木 団地1-820	
5	街宣車運転手費用	、 43,750	R4/12/22	土方 勝義	京都市南区東九条南松ノ木町1 松ノ 木団地1-820	
6	定期駐車場利用料	、 11,000	R4/12/27	一般財団法人 京都市都市整備公 社	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍 者町167	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	190,810				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	190,810				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

行番号	支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
1	備品・消耗品費	22,400	R4/10/25	京都維新の会	京都市伏見区桃山町丹後10-6	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	22,400				
	合計	22,400				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 29日

政治団体の名称

日本維新の会衆議院京都府第1選挙区支部

会計責任者の氏名

嶋田

愛子



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）



## 政治資金監査報告書

令和5年5月24日

日本維新の会衆議院京都府第1選挙区支部

代表 堀場 幸子 殿

登録政治資金監査人 石谷元希

登録番号 第 5978 号

研修了年月日 令和5年1月12日

### 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院京都府第1選挙区支部の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院京都府第1選挙区支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると西谷元希が判断したため、日本維新の会衆議院京都府第1選挙区支部の従たる事務所（京都市南区東九条柳下町6-4）において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

法第19条の13第2項1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

日本維新の会衆議院京都府第1選挙区支部と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会衆議院京都府第1選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上